

仕様書

1. 事業名

いこま SDGs 協創プロセス設計業務（リビングラボ型）

2. 趣旨・目的

生駒市では、国から選定された環境モデル都市および SDGs 未来都市として、持続可能なまちづくりに向けた取組を推進し、一定の成果が得られている。

令和3年10月に設置した「いこま SDGs アクションネットワーク（以下「アクションネットワーク」という。）」は、SDGs の達成に向け、生駒市で取組む企業、団体等が集い、交流するプラットフォームとして運営することで、多様な民間の取組主体間の自発的なパートナーシップによる事業、イベント等の具体化を通じた生駒市の地域課題の解決及び地域活力の向上を目的とするものである。

生駒市では、アクションネットワークの活性化に向け、民間企業・団体間の交流を促進するマッチングイベントの開催、連携事業を助成する SDGs 推進事業補助金の交付、取組実績の成果発表会の開催等に取り組んできたところであり、会員数は、令和8年度当初において131企業・団体に拡大している。民間企業・団体間の連携による取組も着実に実現し、成果を上げてきているが、アクションネットワークを企業・団体主導による連携事例が継続的に創出・改善される場として運用していくためには、さらなる活性化を図る必要がある。

本業務は、以上の取組経緯等を踏まえ、リビングラボ型の運営手法を試行し、アクションネットワークのさらなる活性化を図るために、具体的課題と活動の方向性を明確化することを目的とするものである。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4. 業務概要

本業務は、アクションネットワークを対話・協創の場（リビングラボ）として試行的に運用し、多様な会員により自発的かつオープン・フラットな対話・協創活動を行うものとして運用していくための課題及び方向性を明らかにするものとする。

リビングラボ：本事業においては、アクションネットワーク会員等が協働し、課題や取組テーマについて対話と試行を重ねながら、実践につながる取組を共創する場及びそのプロセスを指す。

5. 委託業務の内容

(1) 現状調査及び整理

・アクションネットワーク会員等に取り組みたい内容やそのために希望する支援等のヒアリングを実施し、その内容を踏まえ、今後の取組テーマを抽出し、関連情報（他市の先進事例等）とともに整理する。

(2) 対話・協創の場（リビングラボ）の企画・運営

・アクションネットワーク会員をはじめ、多様な主体が参加するワークショップ等を複数回実施する。なお、必要に応じて、今後の取組の継続・活性化のための新たなステークホルダー（企業・団体等）の参画を促すこと。

・参加者の業種、専門性、得意分野等を踏まえ、参加者の合意により本業務で採用する取組テーマ及びテーマ数を決定する。

・取組テーマごとに本事業期間内の事業計画を作成し、可能な範囲で、具体的な取組の実施につなげる。なお、取組実施に伴う費用については、主催するネットワーク会員等が負担することを基本とし、SDGs 推進事業補助金の活用を促すこと。

(3) 成果発表企画の実施

アクションネットワーク会員、市民等にリビングラボの成果を発表し、及び環境啓発を行う企画を開催する。時期は、1月末～2月頃の1日間、場所は市が準備する会場とする。

※内容、タイムテーブル、会場レイアウト等を総括的に企画すること。

※アクションネットワーク会員の取組がPRできる出展ブース等を用意すること。

※市民を中心とした多様な世代の来場が期待できるプログラムとすること。

※プログラムはイベントへの参加を契機に、SDGs への興味関心の向上や理解の深化により、意識・行動変容を促進するよう工夫すること。

※おおよその参加者数の把握並びにアンケート調査及び集計を行うこと。

(4) 取組内容の整理と情報発信

・ワークショップ等や試行の内容を記録・整理する。

・アクションネットワーク会員への情報提供及び更なる参画を促すため、会員宛にワークショップ等終了ごとに実施報告と関連情報を適宜提供する配信レポートを作成すること。

(5) 今後の展開に向けた整理

・本業務を通じて明らかとなったアクションネットワークのさらなる活性化に向けた具体的課題、活動の方向性及び次年度に向けた具体的提案を行う。

6. 実施計画

本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を提出すること。実施計画は実施内容、全体スケジュール及び担当者を明記するものとする。

7. 成果物

受注者は、以下の成果物を作成し、本業務完了時に一式として提出すること。

なお、各成果物については、生駒市と協議しながら整理を進めるものとする。

(1) 実施計画書

(2) 現状調査及び整理資料

(3) ワorkshop等及び成果発表企画のアンケート集計結果、実施記録、配信レポート、記録写真

(4) 本業務を通じて明らかとなった課題及び次年度に向けた事業提案

8. 成果物の権利および取扱い

(1)本業務により作成された成果物（7に定める各資料等）に係る著作権は、受注者または第三者が従前から保有していた著作権を除き、生駒市に帰属するものとする。

(2)受注者は、本市の承諾なく成果物を第三者に提供してはならない。ただし、受注者が自らの業績実績として概要を公表する場合は、この限りではない。その際は、事前に本市と協議のうえ内容を調整するものとする。

9. 留意事項

(1)業務実施にあたっては、随時、市と連絡調整を行い、十分に協議しながら進めること。

(2)本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。